

相続救急110番

「相続難民」にならないために

特集

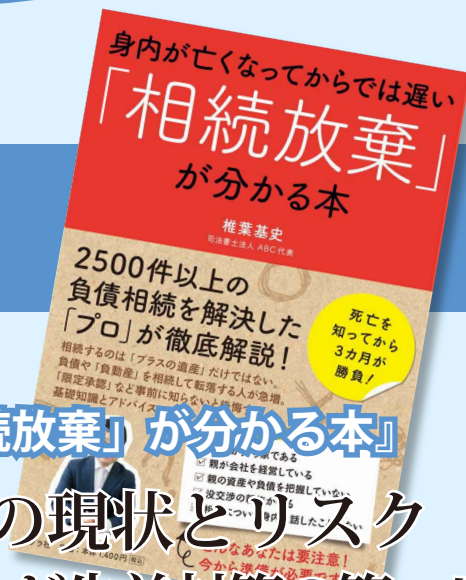
司法書士法人 ABC
代表 椎葉基史

著者インタビュー

『身内が亡くなってからでは遅い「相続放棄」が分かる本』

問題視されるべき負債相続の現状とリスク

無関心ではいられない、まず知ることが生前対策の第一歩



司法書士法人ABC代表の椎葉基史は、業界に先駆け、借金や連帯保証などが絡む負債相続を専門的に支援し、これまでに3,500件を超える相談に対応してきました。2018年2月16日には著書『身内が亡くなってからでは遅い「相続放棄」が分かる本』をポプラ社より発刊しました。今回は、出版に至った経緯から、本書に込められた思いについてインタビュー形式でお届けします。

— 今回の出版に至った経緯と、きっかけについて教えてください。

椎葉代表(以下、椎葉)：はい。常々、頭の片隅にはあったのですが、今回出版の機会を頂けたのは本当に偶然のことでした。私が親しくさせてもらっている、ある業界の先駆者ともいえるかたがポプラ社さんへ伺う際に、たまたま同行させていただいたのです。その時、私の活動の話をしたところ、非常に興味を持っていただいて、とんとん拍子に出版が決まりました。それがおととしの秋ごろだったと思います。

— 初めての出版を経験されて、苦労したエピソードなどはありますか？

椎葉：そうですね。本書では、多くの事例を紹介させていただいています。ただし、私どもの仕事には守秘義務があるので、事実関係を部分的に変形しつつも「法律的に重要なポイントをお届けする」という点にこだわりました。それが思ったよりも大変で、時間が掛かりましたね。当初より予定がずれ込んでしまいましたが、なんとか無事に出版することができました。

— この本にはどのような思いが込められているのでしょうか？

椎葉：私が負債相続の支援を始めてから、これまで何千人

というかたとお会いしてきました。皆さん共通して「こんなこと知らなかった」「こんなリスクがあるなんて」という、本当に切実な思いを抱えており、とても苦しんでいる状況にありました。だからこそ、いざその時が訪れても慌てないように、事前に準備しておくことが重要なのです。そのためにも、多くの皆さんに相続に潜むリスクを知ってもらいたい、という思いがありました。

相続というと、ドラマや映画のイメージが強く、お金持ちだけの問題と思われがちですが、実際はそうではありません。特に、借金や連帯保証などが絡む相続というのは、皆さんの人生に大きく影響を及ぼす問題です。それを多くのかたに知ってもらうためには、やはり「本」という形で、しっかりとメッセージを届けるしかないのではと考えていました。

今回、どこまでその目的を果たせるか分かりませんが、これまでになかった、特に事例がメインとなる負債相続の書籍なので、そのリスクを知っていただくという意味では、画期的な本になったかなという気がしています。

— どれも悲惨な状況に置かれているものですが、全て実際のケースに基づいて描かれているのですよね。



椎葉：そうですね。私がこれまで実際に遭遇したケースを、幅広く紹介させてもらっています。

私の中で「負債」の定義付けをしているものが大きく二つあります。一つは借金や連帯保証。もう一つは資産価値のない財産、いわゆる売れない不動産です。売れない不動産は、相続にとっては「お荷物」にしかありません。負債相続といっても家族関係や財産の状況、借金発覚のケースもそれぞれ違いますし、全く想像していなかった人物の相続で借金が降りかかってくることもあります。本書にはこの二つのテーマについての事例を、網羅的に盛り込んでいます。

一借金を相続するという自体、知らない人は多いと思います。「自分は相続人ではないと思っていたのに…」というケースも紹介されていましたね。

椎葉：そうですね。そもそも誰が相続人なのか、ということ自体、知らないかたは多くいらっしゃいます。

例えば、幼少期に両親が離婚してから父親には会ったこともない、全く関わりがないとしても、法律上は血のつながりがある親子である以上、その父親が亡くなれば相続人になるのです。専門家であれば当然に知っていることですが、一般のかたの認識としては極めて低いと思います。ですから、まさか何十年も前に生き別れた父親の借金が降りかかるなんて、想像すらしていません。それに加えて相続放棄という手続きには3カ月という期限があります。そういった知識を持っていないかたが、圧倒的に多いという状況なのです。

不動産の相続についてもリスクをはらんでいます。「不動産は価値あるもの」という思い込みが強いかたが多く、いったん相続してからどうするか決めようと、安易に引き継いでしまいます。それが売れない不動産であれば、もらい手が見つかるまで所有し続けなければなりません。いくら後悔しても税金は払い続けなければならず、逃れられない苦しみに悩まされる人は後を絶ちません。相続にはさまざまなリスクが潜んでいるので、相続に直面する側がそういったリスクを事前に察知できるように情報を発信していきたいですね。

一どのような人に読んでもらいたいとお考えですか？

椎葉：この本は全く法律の知識のない素人のかたでも分

かるように、できるだけ法律的な表現を省いて書いたつもりです。これから自分の親の相続を迎えるかもしれない、あるいはすでに迎えている最中のかた、相続手続きを終えて「あれで良かったのかな？」というかたにも、ぜひ読んでもらいたいですね。

世の中には遺言や遺産分割など、プラスの相続についての情報は溢れていますが、相続の影の部分が目されることは滅多にありません。しかし、実際に負債相続に巻き込まれている人は、非常に多くいらっしゃいます。相続放棄は年間約20万人の人が手続きをしているという状況ですので、自分は相続とは無関係だとは思わないでいただきたいですね。自分自身の相続で家族に重荷を背負わせてしまうのではないか、というご本人も含めて、多くの一般のかたに読んでもらいたいです。

一出版してからの反響はありましたか？

椎葉：本書を読まれてからのお問い合わせ、ご相談というのは想像以上にありましたね。内容が分かりやすいと書いていただくことも多いのですが、特に皆さん口をそろえて「こんなリスクがあるなんて想像もしていなかった」とおっしゃいます。

一読まれてからのお問い合わせの中には、事例として紹介されているような内容のご相談もあったのですか。

椎葉：ありましたね。例えば、遺産分割で相続放棄をしたと勘違いされていたケースですね。テレビの取材でも特集として取り上げてもらった通り、遺産分けのときに「何も財産は受け取りません」と、一筆書いただけでは相続放棄はできません。法律用語では「相続分の放棄」と言って、プラスの財産は何もいりませんと書面にサインしているだけで、借金だけは背負わなければいけないという、とんでもない状況に置かれているのです。まさしくその場面に直面されたかたが、本書を読んで慌てて相談に來られました。

他にも、売れない不動産を引き継がず、リスクのないように相続を迎えるにはどうすればいいのか、という生前のご相談も頂きました。本書では不動産の相続リスクについての事例も多数紹介していますので、それを見てかなりの衝撃を受けられたようでした。

一遺産分割で相続放棄ができていなかったと気付けば、そこから本来の相続放棄手続きをすれば問題ないのでしょうか。

椎葉：遺産分割協議書にサインをした時点で、相続放棄はできないのが原則です。その行為自体が「単純承認」と言って、自分が相続人であると認めたものとして取り扱われてしまいます。しかし、これまでの裁判例に合わせてしっかり主張すれば、認められる場合もあります。一般のかたがご自身でトライするにはハードルが高いので、専門家に相談すべき事案なのですが、専門家の中でもしっかりと経験を積んでいる人にたどり着けなければ、全く間違ったアドバイスを受けてしまうこともあります。他の専門家に相談しても「無理だよ」と断られてしまって、最後の最後に私どもの事務所にたどり着いたというお客さまも多くいらっしゃいます。

—本書では相続放棄だけでなく、限定承認についても触れられていましたね。

椎葉：そうですね。相続の手続きには「単純承認」と「相続放棄」、「限定承認」という三つの選択肢があります。「単純承認」はプラスの財産もマイナスの財産も、一切合切を引き継ぐ通常の相続です。反対に一切合切引き継がないものが「相続放棄」です。「限定承認」とはその間の手続きで、プラスの財産の範囲を超えた借金は引き継がなくてもよいというものです。

例えば、プラスの財産が1000万円、マイナスの財産が500万円のとき、これを通常通り相続すると、後に別の借金が1000万円あると発覚した場合、この大きな借金を全て引き継がなければなりません。しかし、限定承認の手続きをとっていれば、プラスの財産は1000万円ですのでそれを限度とする、1000万円を支払えば残りの500万円は、引き継がなくてもいいというものです。隠れた借金の不安があれば限定承認をしておく、最悪でもプラスマイナスゼロですので、負担なく解決できるリスクヘッジの利いた手続きとなります。しかし、手続きが煩雑なので、専門家でも扱っている人は少ないのが現状ですね。

—自分がどの手続きをすればいいのか分からない場合は、どうすればよいのでしょうか？

椎葉：まず考えるべきは、把握している借金が全てなのか、それ以外にもあるのかということですね。「連帯保証を含めて、借金はこれだけしかない」ということが確実で、それよりもプラスの財産が多ければ、普通に相続しても問題はなりません。

しかし、他にも借金があるかもしれないという不安がある場合や、プラスの財産の方が多く思っている、不動産や会社の株式などは価値が変動しますので、実際は思っていたより価値が低いというケースも考えられます。限定承認であれば、このようなリスクから解放されます。

借金の方が多いからと相続放棄をしてしまうと、何も受け取

ることができませんが、限定承認は手続きの中で一部の財産を残すこともできますので、自宅や会社の株式など、どうしても引き継ぎたいものがある場合は有効な手続きとなります。

—最後に今後の抱負についてお聞かせください。

椎葉：私どもの事務所では多くのご相談を頂いていますが、問題が発生しトラブルになってからのものがほとんどです。まだ期限はあるからと、ぎりぎりになってから来られることもあります。中には、リスクを見逃して手続きを進めてしまったがために、相続放棄が認められず、多額の借金を背負うことになってしまったケースもありました。

借金を残す可能性のあるご本人が元気なうちであれば、プラスの財産を上手に残しつつ借金は引き継がせないように対策をとることができます。ですから、一般のかたや世の中にもっと問題視されるように、必要な情報が広がっていくように、情報発信を続けていきたいと考えています。

本などを通じて一般のかたに直接伝えていくことも大事な活動ですが、相続に関わる業界のかたに伝えていくことも重要だと思っています。最近では保険業界向けに、経営者の事業承継に絡む負債問題をテーマとした講演を多く行っております。経営者のほとんどが、会社の連帯保証人となっており、相続が発生するとその家族まで巻き込んでしまうという状況があります。そこで、経営者と関わる機会の多い業種のかたが、情報を伝えてあげられると、事前に対策を考えることができます。特に保険の場合は、一部の財産を相続財産から切り離すことができるので、相続放棄で借金を引き継がないようにさせつつも、保険でしっかり財産を残すことができますから、負債相続で一番強力な効果を発揮するのです。

ですから「借金や売れない資産を残してしまうと大変だよ」というメッセージを、一般の人と多く関わる専門家などが届けられるように、これからのセミナー活動の中でも提供していきたいと思います。

—広報担当者*読書レポート—

負債相続は想像以上に身近な問題、本書を活用して生前対策のきっかけに

本書を読んだ率直な感想として、私自身、将来必ず直面する問題だと危機感を抱きました。特に、第3章の『借金より深刻な「負債」相続』では、不動産に関するトラブルの事例が多数紹介されており、大きな衝撃を受けました。

私は高知県の田舎出身で、両親や祖父母所有の不動産が複数あります。土地や畑などもあると聞いたことがありますが、きちんと把握できているものはごく一部でしかありません。それに加えて、祖父母は共に兄弟が多く、養子縁組を行っているため相続関係も複雑です。このまま、何の対策もすることなく、相続を迎えてしまうと、本書の事例のように、とんでもないトラブルに巻き込まれてしまうのではないかと不安に駆られてしまいました。私と同じようなケースは、特に田舎出身者には多いのではないのでしょうか。

本書を読んだことで、相続にはさまざまなリスクがあり、何の対策もせず放置してしまうと、トラブルに巻き込まれる危険があると、自分の問題として認識することができました。しかし、リスクを知ったからといって、「相続」について家族と将来を見据えた話ができるかという、簡単にはいきません。世間でもこのハードルがクリアできる家庭は、少ないのではないのでしょうか。

そこで、私はもう一度、書籍に活躍してもらおうことにしました。直接、相続についての話をするのではなく、両親に本書を



広報担当者：岡田 美緒

贈り、本を読んで知ったことや不安を感じたことを共有し、とにかく一度読んでほしいと伝えました。すると、数日後に本を読んだ両親は「土地や畑は把握しておかないと怖いね。こんなリスクがあるとは思いませんでした」と、これまでなかなか触れ

ることができなかった話題について触れることができました。全ての家庭で同じように、とはいかないと思いますが、相続について話し合う一つのツールとしても、活用していただけるのではないかと感じました。

INFORMATION

メディア掲載情報

◆ フジテレビ『プライムニュース イブニング』より取材を受けました。 放送日：2018年4月9日（月）16:50～19:00

当事務所の代表・椎葉基史が、3月15日にフジテレビ『プライムニュース イブニング』より取材を受け、4月9日（月）に遺産相続トラブルの特集として放送されました。

取材時には、当事務所の実際のお客さまにご協力いただき、遺産分割協議書で「何も受け取らない」とサインしたはずが、数年後に借金の請求を受けてしまったケースとして、再現ドラマで紹介されました。

一般のかたの中では勘違いされがちなのですが、遺産分割協議書では相続放棄をすることはできません。法律的には「相続分の放棄」と言われるもので、本来の相続放棄とは全く違うものです。それに加え、遺産分割協議書にサインする行為は「単純承認」とみなされるため、注意が必要です。



◆ 時事通信社よりインタビュー記事が配信されました。 配信日：2018年4月11日（水）

当事務所の代表・椎葉基史が著書『身内が亡くなってからでは遅い「相続放棄」が分かる本』について取材を受け、4月11日（水）に、全国の報道機関向けに配信されました。

セミナー開催情報

● 第43期 相続アドバイザー養成講座（第9講座）「借金と相続対策」

日時：6月6日（水） 18:30～20:40
会場：TAP高田馬場 NPO法人相続アドバイザー協議会本部内
東京都新宿区高田馬場1-31-18 高田馬場センタービル3階
主催：NPO法人相続アドバイザー協議会

● 相続寺子屋静岡「経営と借金・相続と承継」

日時：6月12日（火） 18:30～20:00
会場：J R 静岡駅ビルパルシェ 7階 C 会議室
静岡市葵区黒金町49番地
主催：NPO法人相続アドバイザー協議会